

重要事項説明書

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護サービス)

1 事業の目的と運営の方針

要支援または要介護状態にある方に対し、居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の支援を行うことにより、居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。

また、通いを中心として、要介護者または要支援者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めます。事業の実施にあたっては、横須賀市、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2 利用事業所の概要および営業日、定員

ご利用事業所の名称	サポート横須賀くごう
指定事業者番号	横須賀市 (1 4 9 1 9 0 0 2 3 7)
所在地	横須賀市公郷町 3 - 9 2 - 1 0
管理者	伊藤 純子
電話番号 FAX 番号	0 4 6 - 8 4 5 - 6 7 3 5 0 4 6 - 8 4 5 - 6 7 3 6
営業日	3 6 5 日
営業時間(訪問サービス)	2 4 時間
(通いサービス)	9 時～1 7 時
(宿泊サービス)	1 7 時～9 時
通常の事業の実施地域	公郷町、衣笠町、衣笠栄町、小矢部、佐野町
登録定員	2 4 人 ※ご登録をいただいている場合であっても利用定員を超過
利用定員(通いサービス)	1 2 人 する場合には、通いサービス又は宿泊サービスの提供がで
(宿泊サービス)	5 人 きない日がある場合がありますので、ご了承ください。

3 従業者の体制

従業者の職種	職務の内容	員数	勤務の体制
管理者	業務の一元的な管理	1 人	常勤兼務 1 名
介護従業者	介護業務	2 1 人	常勤 4 名、非常勤 1 7 名
	健康状態の管理	1 人	非常勤 1 名(准看護師)
介護支援専門員	ケアプラン作成・ 介護計画の作成	1 人	非常勤兼務 1 名

4 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

通いサービスは、事業所において、食事・入浴・排せつ等の日常生活上の支援や機能訓練を行う。訪問サービスは、利用者の居宅において、食事・入浴・排せつ等の日常生活上の支援を行う。宿泊サービスは、事業所において、食事・入浴・排せつ等の日常生活上の支援及び、夜間の定期的な見守りを行う。

※一定以上の所得がある利用者におかれましては、2 割または 3 割負担となることがあります。詳細は、料金表をご参照ください。

サービスの種類	種類等	保険適用有無	単位	※利用料(1 割)
---------	-----	--------	----	-----------

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護サービス	要支援 1	保険適用有	1 月	3,678 円
	要支援 2			7,433 円
	要介護 1			11,149 円
	要介護 2			16,385 円
	要介護 3			23,835 円
	要介護 4			26,306 円
	要介護 5			29,005 円
食事の提供に関する費用	朝食	保険給付外	1 回	400 円
	昼食			650 円
	おやつ			100 円
	夕食			700 円
宿泊に要する費用	< 宿泊室の詳細 > 広さ 7.45 m ² 以上 (個室) 備品・設備 (1) 冷暖房 (2) スプリンクラー (3) 火災報知器	保険給付外	1 泊	3,000 円
おむつ代	紙オムツまたは紙パンツ	保険給付外	1 枚	100 円
	パット		1 枚	50 円

※上記の料金以外の加算料等（短期利用（介護予防）居宅介護費については、別紙参照）

初期加算 32 円／日（登録した日から起算して 30 日以内の期間について加算させていただきます）

認知症加算（Ⅰ）981 円／月（介護予防を除く）※認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方

認知症加算（Ⅳ）491 円／月（介護予防を除く）※要介護 2 に該当し、認知症日常生活自立度Ⅱの方

介護職員処遇改善加算（Ⅲ）1 月あたりの基本料金及び加算料金の合計に対し 13.4%算定。

5 交通費実費

利用者居宅が当該事業所の通常の事業実施地域以外にある時は、送迎にかかる費用及び訪問サービスに要した交通費について、事業実施地域を超える地点からの距離に応じた実費をいただきます。

6 苦情申立窓口

ご利用者相談窓口 サポート横須賀くごう	電話	0 4 6 - 8 4 5 - 6 7 3 5		
	担当者	伊藤純子・先岡麻子		
横須賀市福祉部 介護保険課 給付係（平日日中のみ）	電話	0 4 6 - 8 2 2 - 8 2 5 3		
	所在地	横須賀市小川町 11		
神奈川県国民健康 保険団体連合会（平日日中のみ）	電話	0 4 5 - 3 2 9 - 3 4 4 7		
	所在地	横浜市西区楠町 27 番地 1		

7 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。緊急連絡先にも連絡いたします。

協力医療機関	医療機関の名称	横須賀中央診療所	医師名	春田明郎
	住所 電話番号	横須賀市米が浜 1-18-15	0 4 6 - 8 2 3 - 8 6 9 1	
	医療機関の名称	汐入メンタルクリニック	医師名	阿瀬川 孝治
	住所 電話番号	横須賀市汐入町 2-7-1	0 4 6 - 8 2 3 - 3 0 0 1	

	歯科の名称	古屋歯科医院	医師名 古屋高男
	住所 電話番号	横須賀市舟倉 1-14-5	0 4 6 - 8 3 3 - 0 0 5 0
利用者の主治医	医療機関の名称		
	医師名		
	住所		
	電話番号		
緊急連絡先	氏名		
	住所		
	電話番号①（続柄）		
	電話番号②（続柄）		

8 非常災害対策

非常災害その他緊急の事態に備え必要な施設を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、月 1 回の利用者及び従業者等の訓練を行います。

9 事故発生時の対応

利用者に事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等、横須賀市に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

10 身体拘束の禁止

事業所の職員は、原則として身体拘束その他利用者の行動の制限する行為は行わない。但し、生命または身体を保護する為など緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合、以下の手続きを行うものとしします。

- 1 「身体拘束廃止委員会」を開催し、緊急やむを得ない場合に該当するかどうか検討を行い、事務所として判断します。なお、緊急やむを得ない場合とは「切迫性」「非代替性」「一時性」の 3 つの要件を全て満たす場合をいいます。
- 2 事業所の管理者は、「身体拘束廃止委員会」において緊急やむを得ない場合に該当すると判断した場合、利用者本人及び家族等に対し、身体拘束等の内容、目的、拘束の時間、時間帯、期間等をできるかぎり詳細に説明をし、当該内容を記した説明文「身体拘束に係る説明書」を交付し、同意を得るものとしします。
- 3 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、当該利用者が緊急やむを得ない状態にあるかについて確認をし「経過観察記録」に身体拘束の様態および方法、身体拘束等を行った時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録するものとしします。
- 4 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束等を行った場合においても、常に利用者を観察し、要件に該当しなくなった場合には、直ちに解除するものとしします。また、解除にあたっては身体拘束廃止委員会を随時開催し、検討を行うものとしします。

11 サービス利用に当たっての留意事項

- 1 サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等中止する場合があります。
- 2 サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止をしていただくことがあります。
- 3 短期利用（介護予防）居宅介護の利用の受入れにあたっては、利用者の状態や利用者家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員または地域包括支援センターの職員が緊急に利用することが必要と認め、所定の算定式により活用可能な宿泊室があり、当日の指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護のケアマネジャーが認めた場合に利用が出来ます。

1 2 守秘義務

従業者は業務上で知り得た利用者またはその家族の秘密を保守します。また、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、雇用契約の内容とします。

1 3 運営推進会議

事業所の行う指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置します。

運営推進会議は利用者、利用者の家族、市の職員、地域包括支援センター職員、地域住民の代表者及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護についての知見を有する者としします。

- 1) 運営推進会議の開催はおおむね2月に1回以上とします。
- 2) 運営推進会議は通いサービス、宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、外部評価を受ける（年1回）とともに、必要な要望、助言等を聴く機会とします。

1 4 衛生管理

衛生管理については、事業所内（浴室・脱衣室を含む）すべての床・手すり等を消毒し、感染症の発生及び蔓延を予防する。

1 5 職員研修

事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1) 採用時研修 採用後半年以内
- 2) 継続研修 年2回

1 6 虐待の禁止

事業所の職員は、原則として虐待を行わない。定期的な委員会・研修を開催し、虐待の防止、早期発見・早期対応に努める。

1 7 ハラスメントの禁止

事業所の職員は、ハラスメントを行わない。定期的な委員会・研修を開催し、ハラスメントの防止、早期発見・早期対応に努める。また利用者及びその家族等からの過度な欲求、行為がみられた場合、サービスの継続が困難・中止となる場合があります。

1 8 BCP（業務継続計画）

事業所は、毎年、災害や感染症の予防およびまん延の際に業務が継続またはなるべく早く再開させるために、計画書の見直し、訓練を行います。

私は、本書面に基づいて上記重要事項の説明を受けました。

私は、（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

年	月	日	利用者	住所	横須賀市
				氏名	印
			代行者	住所	
				氏名	印

当事業所は、利用者に対する小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に当たり、利用者に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護サービス事業所
所在地 横須賀市公郷町3-92-10
名称 サポート横須賀くごう
説明者 氏名 印